

【レンタカー規約】

<自動車貸渡契約について>

自動車貸渡契約の締結にあたり借受人に対し運転免許証のほかに健康保険証の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがあります。ご提示いただけない場合は、自動車貸渡契約を締結することができません。運転する方が複数人いる場合は、運転される方全員が運転免許証をご提示ください。

<貸渡料金について>

貸渡料金とはレンタカー基本料金とその他のオプションの合計金額を意味します。

<貸渡料金の支払いについて>

- (1)貸渡料金は如何なる理由に関わらず前納制となります。
- (2)貸渡料金の支払い方法は、現金もしくはクレジットカード(店頭もしくはWEB決済)、電子決済、銀行振込(振込手数料は借受人の負担)となります。
- (3)緊急連絡先として借受人以外の携帯電話番号及び職場・学校・ご家族の連絡先等を告知していただきます。

<届出の義務>

契約時の届出事項(自動車貸渡契約書記載事項・運転免許証等)に変更があった場合、速やかに当店に届けていただきます。

<変更・更新>

(1)自動車貸渡契約締結後の借受期間の変更はできないものとします。ただし自動車貸渡契約満了日までに当店に更新する旨を連絡した後、貸渡料金を自動車貸渡契約満了日までに支払うことにより同一自動車貸渡契約内容で更新に応じさせていただきます。(更新日が土日祝祭日及び休日と重なる場合は、翌営業日の確認となります。)

(2)借受条件の変更及び更新については、当店の貸渡業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるときは、その変更及び更新を承諾しないことがあります。

<同意解約>

(1)借受人は、自動車貸渡契約期間中であっても、当店の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で自動車貸渡契約を解約することができるものとします。この場合当店は受領済みの貸渡料金から、貸渡してから返還までの期間の貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、配送料金については返金の対象外とします。

(2)前項の場合、借受人は当店の解約手数料を支払うものとします。当店は、前項に基づき借受人に返還すべき債務と本項に基づき解約手数料とを相殺し、残額のみを借受人に返還するものとします。解約手数料=(受領済貸渡料金)-(貸渡してから返還までの期間に対応する貸渡料金)×50%

<返還日時超過>

(1)借受期間を超えて返還する場合は、事前に当店に承諾を得てください。その場合は、基本料金表に定める超過料金を速やかにご支払いいただきます。自動車貸渡契約満了日までに当店に更新の旨をご連絡いただき、了承を得た上で貸渡料金をお支払いいただいた場合のみ、同一内容での更新とさせていただきます。

(2)当店の承諾を得ることなく無断で借受期間を超えて返還した場合は自動車貸渡契約違反となり、基本料金表に定める超過料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の2倍に相当する違約金を支払うものとします。又、返還日時超過により発生する損害は、全て借受人の負担となります。

<借受期間中の貸渡車両の保管場所について>

借受期間中の貸渡車両を保管する場所は借受人自身で確保してください。万が一貸渡車両を第三者の私有地や有料駐車区画等へ放置された場合は、借受人自身で迅速に貸渡車両を移動していただき、諸費用等の全額を負担していただきます。

<返還時の燃料について>

燃料については満タンで返還していただきます。返還時にレシート又は領収書をご提示してください。燃料が給油されていない場合は下記料金をお支払いいただきます。

ガソリンメーターが半分より上で満タンより少ない場合…軽自動車:3,000円(税込3,300円) 普通車:4,500円(税込4,950円)

ガソリンメーターが半分より下の場合…軽自動車:6,000円(税込6,600円) 普通車:9,000円(税込9,900円)

<禁止行為>

貸渡約款第17条に定められた禁止行為が発覚した場合、自動車貸渡契約違反とさせていただきます。貸渡車両を直ちに返還いただくとともに、その行為によって生じた損害について損害賠償を請求いたします。

<貸渡約款・レンタカー規約>

借受人及び運転者が貸渡約款及びレンタカー規約に違反した場合、直ちに自動車貸渡契約を解除し、貸渡車両の返還を請求いたします。また、これらの違反があった場合は、事故・故障等において自動車保険およびCDW(事故免責補償制度)の適用外とさせていただきます。事故発生した場合は、修理代及び営業補償等、当店に発生した損害を賠償していただきます。

<走行距離制限>

貸渡車両は24時間300km、1週間1,500km、14日～30日間3,000kmまでの走行距離制限があります。走行距離制限を超えて走行された場合は、1km×10円(税込11円)の追加料金を請求いたします。

<自動車保険・補償・CDW・NOC等>

(1)損害保険契約及び当店の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

-1 対人補償:無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)

-2 対物補償:無制限(免責額50,000円)

-3 車両補償:補償なし(自走可能な場合上限50,000円、自走不可能な場合上限100,000円のお客さま負担額が発生します)

-4 人身傷害補償:1名につき3,000万円

(保険約款、補償制度の免責事由に該当する場合は、貸渡約款及びレンタカー規約に違反した場合には、これらの保険金又は補償金は支払われません。)

(2)貸渡車両による事故で自動車保険(対物補償)を適用した場合は、1事故につき免責額50,000円を当店に速やかにご支払いいただきます。なお、発生した損害が50,000円未満である場合には、実際に発生した金額を賠償していただきます。又、貸渡車両を破損した場合は、車両補償料を速やかにご支払いいただきます。

(3)車両補償料は、自走して自動車へ返還された場合は1事故につき上限50,000円、自走不可の場合は1事故につき上限100,000円となります。

(4)事故等を起こした場合、NOC(ノンオペレーションチャージ)を速やかにご支払いいただきます。また借受人の責任上での故障等により貸渡車両が使用できなくなった場合においてもNOCをお支払いいただきます。

NOCは自走して当店に返還された場合30,000円、自走不可の場合50,000円となります。

(5)CDW(事故免責補償制度)に加入されている場合は、(2)、(3)の免責額及び車両補償料が免除されます。

*NOC・重過失違約金及びレッカー料金については免除されませんがご注意ください。又、同一貸渡において複数事故が発生した場合、初回事故のみがCDWの適用となります。CDWは貸渡契約の途中加入、解約はできません。CDWは借受人のみ適用となります。複数人が運転される場合は運転される方全員が自動車貸渡契約時にCDW加入のお申込みが必要となります。

(6)CDWは次の項目に当てはまる方は加入することができません。

-1 自動車運転免許を取得して1年未満の場合

-2 21歳未満、70歳以上の場合

-3 過去に当店、その他のガッツレンタカーで事故を起こしたことがある場合

-4 その他当店が不適当とした場合

<事故等の報告義務>

(1)衝突・接触・盗難・天災等、事故が発生した場合、直ちに警察に届けるとともに、同時に当店にも報告の上、貸渡車両の損害確認のため当店まで貸渡車両をお持ちください。事故が発生したにもかかわらず当店への報告をしないまま貸渡車両の利用を続け、又は貸渡車両を返還した場合、貸渡契約違反となり、保険が適用されません。

(2)故障・車両トラブルがあった場合は、当店へご連絡ください。営業時間外・休業日に故障・車両トラブルが発生したときは、直ちに車両の使用を停止していただき、翌営業日の営業時間内に改めてご連絡ください。

<レッカー・ロードサービスについて>

(1)事故・故障等によりけん引・車両搬送が必要な場合は、当店が指定するロードサービス会社もしくは保険会社の補償範囲内で対応いたします。補償範囲を超えてのけん引・車両搬送については事故・故障に関わらず借受人の実費負担となります。

(2)ロードサービスを適用範囲外でのロードサービスについては有料となり、如何なる場合も借受人の負担となります。

(3)借受人自身が当店指定のロードサービス以外を手配した場合、当店は一切の支払義務及び責任を負いません。

<管理責任・日常点検整備>

(1)借受期間が2日間以上となる場合は、貸渡車両の日常点検表に従って日常点検整備を行ってください。日常点検整備を怠ったことにより故障等が発生した場合、その修理に要する費用は、全額借受人の負担となります。

(2)貸渡車両に、メーターパネル付近のランプ灯火及び異音、異臭等の異常が発生した場合は、速やかに走行を停止し当店にご連絡ください。これを怠ったことにより故障や事故等が発生した場合、その修理に要する費用は全額借受人及び運転者の負担となります。

<強制引き上げについて>

(1)以下に該当する場合は貸渡車両を強制的に引き上げさせていただきます。引き上げ日までの超過料金及び貸渡車両の引き上げにかかる一切の費用(レッカー費用・鍵交換費用・貸渡車両捜索費用・事務処理費用等)をお支払いいただきます。

-1 借受期間満了日までに貸渡車両の返還がなかった場合

-2 貸渡料金(超過料金を含む)の支払いが確認できない場合

-3 道路交通法の違反に対して罰則等の処理が済んでいない場合

-4 連絡先等の変更の届け出がなかった場合

(2)前項により引き上げた車両に積載された借受人及び運転者の荷物は、引き上げから24時間までは貸渡車両に保管し、その後、保管場所に移動し7日間までは保管し、引き取りがない場合は廃棄処分いたします。積載されている荷物に対しての如何なる抗議も一切受け付けませんのであらかじめご了承ください。

(3)強制引き上げに応じない場合やこれを妨げる行為があった場合、警察への被害報告、法的手続きを行います。

<移動制限について>

当店より直線距離で50km以上離れた場所での事故・故障については原則、サービス(代車お預り、車両入替等)の対象外とさせていただきます。借受人のご責任・ご負担で対応いただくようお願いいたします。

*所定のロードサービスにおいては、上記の限りなくご利用いただけます。(使用規定「レッカー・ロードサービスについて」参照)

<貸渡車両の汚損・臭気等>

借受人又は運転者の使用により貸渡車両に汚損・臭気が発生し、これにより当店がその貸渡車両を営業上利用できなくなった場合には、清掃または原状回復にかかった実費及びNOCを請求いたします。

*禁煙車両については喫煙禁止となります。喫煙が発覚した場合、50,000円及びNOCを請求いたします。

<ベットの乗車禁止>

ベットの乗車は禁止となります。ベットの乗車が発覚した場合、10万円及びNOCを請求いたします。

<重過失事故・著しい過失の事故>

(1)故意又は重過失(酒酔い運転、酒気帯り運転、無免許運転、居眠り、過労運転、30km以上の速度超過、病気が及び薬物の影響、おとり運転、その他の理由により正常な運転ができないおそれがある場合等)による事故を起こされた場合は、対物免責金、車両補償料、NOCに加え、重過失違約金200,000円をお支払いいただきます。

(2)著しい過失:当店が加入する損害保険会社より契約者ないし運転者の過失割合が100%と認定された場合、著しい過失の事故と認定しCDWの適用外といたします。

*通常使用による自損事故は上記に該当しません。

<ナビ・ETC・車両付属品等の紛失・破損の措置>

ナビ・ETC等のオプション品及び車両付属品を紛失又は破損された場合は、修理代として実費及びNOCを請求いたします。

<JAFカードの取り扱い>

JAFカードを紛失又は破損された場合は、1枚当たり4,000円(非課税)を請求いたします。

<鍵等の紛失の措置>

借受期間中に鍵を紛失された場合は、鍵代として通常の鍵の場合は5,000円(税込5,500円)、その他(スマートキー等)は鍵代実費を借受人にご負担いただきます。鍵の作成には時間がかかる場合がございます。又、再作成された鍵の受け渡しは、当店店頭にて行います。

<クレジットカード決済>

次に当てはまる場合、当店に登録された借受人のクレジットカードから相当額を引き落とすことに承諾させていただきます。

・キャンセル料(無断キャンセル料)が発生した場合

・借受人が貸渡約款及びレンタカー規約に記載されている料金等の支払いが滞った場合

・その他、借受人又は運転者の行動によって当店が何らかの損害を被った場合

<違法駐車の場合の措置>

(1)違法駐車及び放置駐車違反の連絡を警察等から受けた場合、借受人もしくは違反した本人は速やかに警察に出頭していただき、直ちに自ら違法駐車及び放置駐車違反にかかる反則金を納付し、違法駐車及び放置駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を一切負担するものとします。

(2)当店に対し、違法駐車及び放置駐車違反処理の状況を、交通反則告知書と納付書、領収書によりご報告下さい。駐車違反処理をされず、処理前に返還された場合、又は反則金を納付していない場合は、借受人又は違反者本人には、駐車違反違約金として25,000円をお支払いいただくとともに違法駐車及び放置車両違反した事実及び警察署等に当該違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当店所定の文書に自ら署名していただきます。

*駐車違反違約金25,000円は、借受人又は違反者本人が駐車違反処理に関わる処理をすべて終え、その旨が当店に報告された場合、全額返金いたします。

<貸渡車両使用によるトラブルに対する措置>

借受人及び関係者の如何なる業務上、精神上、個人的なトラブルについても当店は一切の責任を負いません。

<個人情報 お問合せ窓口>

ご提供いただいた開示対象個人情報については、開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用停止、消去及び第三者提供の停止)のご請求ができます。

お申し出は、以下の窓口にて受け付けております。

【お問合せ窓口】 個人情報問合せ窓口 連絡先:個人情報保護管理者 privacy@guts-japan.com